

朝霞市条例第25号

朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例

朝霞市職員定数条例（昭和42年朝霞市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「643人」を「682人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。